

滋賀県復職支援等研修事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">滋賀県復職支援等研修事業補助金交付要綱</p> <p>第1条から第 14 条まで省略</p> <p>附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。 <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">滋賀県復職支援等研修事業補助金交付要綱</p> <p>第1条から第 14 条まで省略</p> <p>附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。</p>

改正後			現行		
別表			別表		
1. 事業区分	2. 基準額 (※)	3. 対象経費	1. 事業区分	2. 基準額 (※)	3. 対象経費
(1) 復職支援 研修事業	研修対象医師 1人あたり 1,800千 円	産育休や介護等の理由により一定 期間離職していた医師の医療現場 への復職を支援する研修に必要な 経費のうち、次に掲げるもの。ただ し、復職後12か月を超えてから 研修を開始した医師にかかる経費 および研修を開始してから3年を 経過した医師にかかる経費は除 く。 (1) 研修指導医人件費(謝金、諸 手当等) (2) 研修指導医旅費 (3) 外部研修等旅費 (4) 需用費(消耗品費等) (5) 役務費(通信運搬費等) (6) 負担金(外部研修等受講料)	(1) 復職支援 研修事業	研修対象医師 1人あたり 1,800千 円	産育休や介護等の理由により一定 期間離職していた医師の医療現場 への復職を支援する研修に必要な 経費のうち、次に掲げるもの。ただ し、復職後12か月を超えてから 研修を開始した医師にかかる経費 および研修を開始してから3年を 経過した医師にかかる経費は除 く。 (1) 研修指導医人件費(謝金、諸 手当等) (2) 研修指導医旅費 (3) 需用費(消耗品費等) (4) 役務費(通信運搬費等)

<p>(2)キャリアチェンジ・セカンドキャリア形成支援研修事業</p>	<p>研修対象医師 1人あたり 1,800千 円</p>	<p>定年退職した医師、基礎医学・社会医学を専門とする医師、定年前であっても地域医療への貢献を望む医師等のキャリアチェンジ・セカンドキャリア形成のための研修（地域において幅広い疾患等に対応できる総合的な診察能力を身に着けること等を目的とする研修）に必要な経費のうち、次に掲げるもの。ただし、研修を開始してから3年を経過した医師にかかる経費は除く。</p> <p>(1) 研修指導医人件費（謝金、諸手当等） (2) 研修指導医旅費 (3) <u>外部研修等旅費</u> (4) 需用費（消耗品費等） (5) 役務費（通信運搬費等） (6) <u>負担金（外部研修等受講料）</u></p>	<p>(2)キャリアチェンジ・セカンドキャリア形成支援研修事業</p>	<p>研修対象医師 1人あたり 1,800千 円</p>	<p>定年退職した医師、基礎医学・社会医学を専門とする医師、定年前であっても地域医療への貢献を望む医師等のキャリアチェンジ・セカンドキャリア形成のための研修（地域において幅広い疾患等に対応できる総合的な診察能力を身に着けること等を目的とする研修）に必要な経費のうち、次に掲げるもの。ただし、研修を開始してから3年を経過した医師にかかる経費は除く。</p> <p>(1) 研修指導医人件費（謝金、諸手当等） (2) 研修指導医旅費 (3) 需用費（消耗品費等） (4) 役務費（通信運搬費等）</p>
<p>※ 研修対象医師1人あたりの研修実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「研修実施月数÷12」を乗じた額とする。</p>			<p>※ 研修対象医師1人あたりの研修実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「研修実施月数÷12」を乗じた額とする。</p>		

以下、省略	以下、省略
-------	-------